

給与支払者(事業主)の皆さまへ

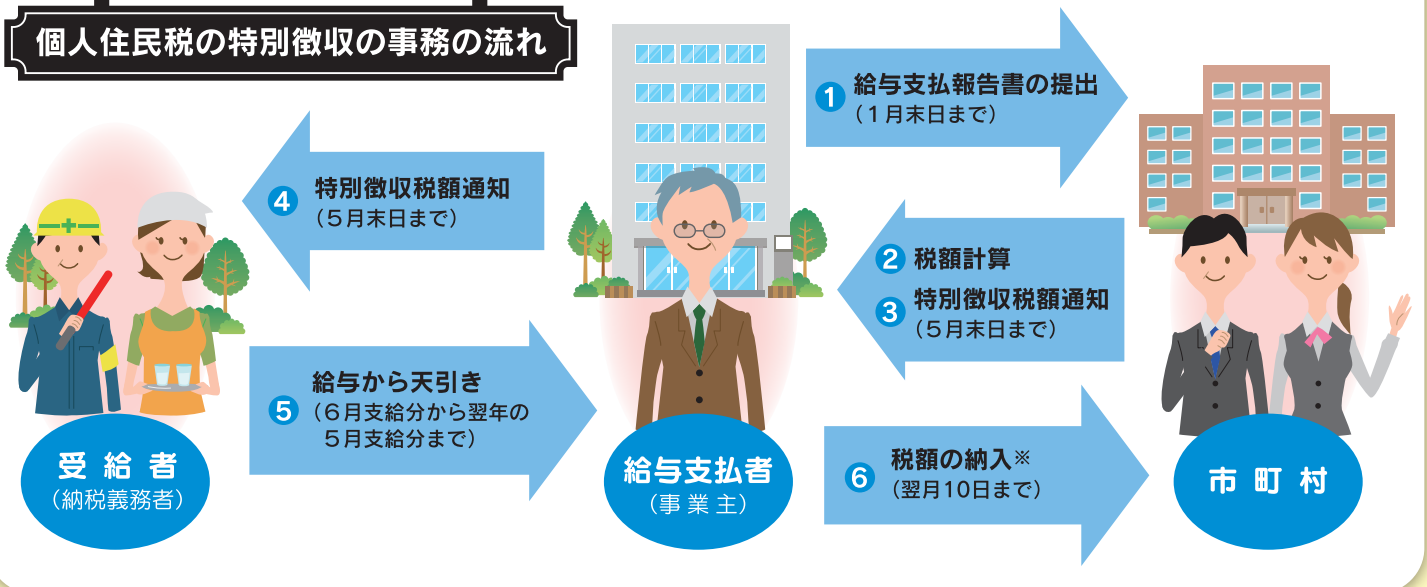
個人住民税は 給与からの特別徴収が 原則です！

茨城県と県内
すべての市町村
から重要な
お知らせです

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者（事業主）が受給者（納税義務者）に代わり、毎月受給者に支払う給与から個人住民税を差し引き（給与天引き）し納入する制度です。
所得税を源泉徴収する義務のある給与支払者には、アルバイト、パート、役員等を含むすべての受給者の個人住民税を特別徴収することが、法令で義務づけられております。



個人住民税の特別徴収の事務の流れ



※納期の特例(年2回納入)について

特別徴収税額は毎月の納入(12回)を基本としていますが、受給者が常時10人未満の事業所は、市町村に申請し承認を受けることにより、年2回の納入となる「納期の特例」をご利用いただけます。

< 6月から11月までに徴収(天引き)した分 > 12月10日までに納入
< 12月から翌年5月までに徴収(天引き)した分 > 翌年6月10日までに納入

関東各都県(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県)では、連携して特別徴収の徹底に取り組んでいます。



茨城県

